

令和7年第1回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和7年1月22日（水） 開 会：14時00分 閉 会：15時10分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 十 楽 さゆり
 教 育 部 次 長 伊 上 慎 一
 教 育 政 策 課 長 〃
 生 涯 学 習 課 長 上 野 和 子
 人 権 教 育 課 長 山 本 孝 二
 学 校 教 育 課 長 稲 垣 宏 美
 学 校 給 食 課 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 勝 也
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 和 也
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 城 和 男
 文 化 振 興 課 長 川 上 浩 史

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 大 竹 新 人
 教育政策課係長 田 中 良 二

6 議事日程等

日程	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第1号 周南市文化芸術振興プランに対する意見について
3	議案第2号 周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第3号 周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会

(1) 共済及び後援大会等一覧表

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただいまから令和7年第1回教育委員会定例会を開催いたします。議事日程に従い進めてまいります。

はじめに日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、松田委員さんと片山委員さんをお願いいたします。

2	周南市文化芸術振興プランに対する意見について
---	------------------------

教育長

それでは、日程第2、議案第1号「周南市文化芸術振興プランに対する意見について」を議題といたします。

この件につきましては文化振興課から説明をお願いいたします。

文化振興課長

はい、それでは議案第1号「周南市文化芸術振興プランに対する意見について」説明いたします。議案書の1ページ、及び別冊の素案をご覧ください。

提案理由は周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1号によるものです。

このプランは、本市として初めて作成する文化芸術の振興に関する計画であり、文化芸術基本法第7条の2に定める地方文化芸術基本計画にあたるものです。

また本市は現在、地教行法の職務権限の特例により、文化財の保護を含む文化に関することについて、市長が管理執行しているところです。

文化芸術基本法第7条の2第2項に、地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない、とあり、また学校教育または社会教育に関する基本方針を定めることは、教育委員会の権限とされておりますので、この度ご意見を伺うものです。

それでは、周南市文化芸術振興プランの内容について説明いたします。

まず目次をご覧ください。

第1章 計画策定の基本的考え方、第2章 本市文化芸術の現状と環境変化を踏まえまして、第3章 計画の基本理念と基本方針、さらに第4章 施策推進の方向、第5章 計画の推進体制と成果目標の構成としております。

まず、2ページから3ページをご覧ください。

計画策定の趣旨として、文化芸術は本市の魅力を高め、市民が自信と誇りを持って生き生きと暮らすことができる地域社会を形成する基盤となること、また、市民に感動や心の豊かさを与え、品格や生きる喜びをもたらすとともに、市民の交流を促進し、他社との相互理解を深め、地域活性化につながるものであることを述べています。

3ページの図の通り、本プランはまちづくり総合計画の分野別計画と位置づけ、4ページの上段にて、計画期間を令和7年度から11年度までの5か年とすること、下段にて、本プランが対象とする文化芸術の範囲を、文化芸術基本法の定義をベースにすることをお示ししております。

現状として、6ページ、7ページにおいて関係する施設の利用状況のデータをお示ししております。

続いて8ページから12ページでは、令和6年度に実施したアンケート結果をお示ししております。文化芸術活動に対する市民の関心は総じて高いとは言えない結果となっておりますが、回天や三作神楽、ゆかりの人物はある程度認知されていることが分かります。

続く13ページから20ページでは、これまでの取組や関係施設の活動などを説明しております。

21ページから23ページでは、環境の変化として、国の関係法令の改正や、部活動の地域移行、少子高齢化やデジタル化の進展などに触れ、24ページでは今後の課題として、3点を示し、それをプランの基本方針としています。

なお、この3点はまちづくり総合計画における推進施策の3点と一致しております。

第3章、26ページからはまちづくり総合計画と整合性をとり、基本理念（目指す姿）を「市民が文化芸術を通じて絆を深め、心豊かで活力あるまち」とし、基本方針を、1 文化芸術活動の推進、2 文化資源の継承と活用、3 文化芸術環境の充実の3点とし、さらに基本方針ごとに3つの施策で構成しています。

28ページに体系図をお示ししております。この図に則り、引き続き第4章の推進施策の方向を詳しく述べてまいります。

30ページをご覧ください。

「基本方針1 文化芸術活動の推進～たのしむ ささえる つながる～」は、多様な文化芸術に関する鑑賞機会の確保や、文化芸術活動の推進体制の充実をはかり、市民の自律的、持続的な文化芸術活動の支援、若者の活動への参画を促進することとしています。

「施策1 市民や団体による自立的な文化芸術活動の推進」では、子どもや大人、高齢者や障害者など幅広い市民が多彩な文化芸術活動を行えるよう、機会の提供や活動の支援、交流の促進に取り組むものであり、市民や団体が取り組む文化芸術活動や、山口県総合芸術文化祭などへの支援として、新たな表彰制度の創設や、従来同様の文化イベント情報の集約・発信に取り組むものとしています。

「施策2 多様な文化芸術に触れることができる鑑賞・体験機会の提供」では、文化施設や市内各地において、幅広い分野で質の高い文化芸術の鑑賞や発表、活動に参加する機会の充実に取り組むこととし、周南市美術展、しゅうなんアート・ナウ、林忠彦賞、美術博物館における展覧会や、文化会館での講演会など、そうした取組の充実と継続をはかることとしています。

その上で、子どもたちや学生が文化芸術に対して親しむことができる機会の提供をはかることとしています。

「施策3 文化芸術活動の推進にあたっての体制の充実」では、文化施設や市内各地において市民誰もが多彩な文化芸術活動に参画できるよう、文化振興財団が開設するカルチャーサポートセンターの運営を支援し、推進体制の充実に取り組むものです。

特に、中学校の部活動地域移行に伴う新たな文化芸術推進体制の構築では、センター機能の充実と強化に取り組むこととしています。

センターを核とした市内各地の文化芸術団体などによる体制を構築し、施策の2で示した、子どもたちや学生が文化芸術の体験や参加する機会の充実を支えることとしています。

次に35ページの「基本方針2 文化資源の継承と活用～いかす はぐぐむ つたえる～」です。

これは多彩な文化資源を生かした文化観光やデジタル技術の活用、次世代へ継承するための人材育成や文化財保存活動地域計画の策定などにより、地域の活性化を図ることとしています。

「施策1 文化資源の調査や保護・人材育成の着実な推進」では、ナベヅルや伝統芸能など郷土

の特色ある歴史や文化を伝える文化資源について、活用を図るとともに次世代へ継承するため、調査や保護、多様な文化資源に触れる機会の充実や人材育成に取り組みます。

未指定の文化財の調査や、郷土ゆかりの作家の作品、歴史的な資料の収集、まどみちおや林忠彦といった人物の紹介など、地域の文化資源の発掘や周知によって価値を高め、伝承や活用する人材の育成、まちづくり・ひとづくりを図ることとしています。

また、文化財の周知と活用、埋蔵文化財の保護、民族資料の活用、八代の鶴の保護など、地域での人材育成を視野に入れ、文化財に関する保護と活用の促進に引き続き取り組むこととします。

次に39ページ「施策2 文化観光・デジタル技術の活用による地域づくりの推進」は、回天記念館での平和発信の取組など、本市ならではの文化資源について、地域づくりや地域経済へ貢献するよう、文化資源の発掘やデジタル技術の活用、多彩な文化資源を活用した「文化観光」の推進に取り組むものです。

特に市外からの見学者もある、回天記念館や回天訓練基地跡については、デジタル技術の活用による情報発信や、多言語化への対応など、外国人を含め、市内外の方が訪れやすい環境を整えることで、地域づくりや観光に生かしてまいります。

また、まちなか文化ゾーンの文化資源を生かした文化振興・地域振興の推進として、動物園から徳山駅の間に立地する各施設の連携を図り、また市内各地のパブリックアートや石碑などの資源を生かして、各施設の魅力向上や、文化ゾーンとしての魅力を高めたいと考えております。

地域文化の保存、伝承、活用促進におきましても、各地で継承されている祭礼についての映像記録の作成や美術博物館の収蔵品のデジタル化などに取り組みます。

41ページ「施策3 文化財の保存と活用に向けた文化財保存活用地域計画の策定」は、文化財を総合的に把握して保存と活用を促進するための計画策定に取り組むものであり、継続性・一貫性のある保存活用、地域社会総がかりでの文化財の保存活用を目指し、計画の策定を通じて取り組むものでございます。

次に、42ページ「基本方針3 文化芸術環境の充実～つどう つなぐ あわせる～」でございます。こちらは、市民ニーズに応じた文化施設の計画的な改修や整備、文化施設の拠点性の強化を通じ、誰もが文化芸術機会を享受でき、社会全体で文化芸術活動を振興する環境を整備することとするものです。

「施策1 文化施設の整備・回収の計画的な推進」は、地域における特色ある文化芸術の更なる振興を図るため、文化会館や美術博物館など文化芸術の拠点施設の機能が十分に発揮されるよう、新たな施設の整備や計画的な改修に取り組むこととし、利用者が安心して快適に利用することができるよう、文化会館の大規模改修をはじめ、美術博物館等についても計画的な改修や統合的な整備改修を行います。

「施策2 文化施設の新たな拠点形成に向けた機能強化・連携の促進」は、文化芸術の拠点施設においてその機能強化を図るために、事業連携などのネットワーク化により、文化振興財団など多様な主体との協働の推進に取り組むものです。

文化施設の機能強化、取組の充実として市民の誰もが質の高い文化芸術に親しむことができるよう、アンケートなどを活用した効果的な運用を図ります。

また、拠点機能の推進として市内各地での他分野での施設や団体との連携、そのほか姉妹都市との文化交流など、文化芸術を通じた地域の活性化に寄与することを目指してまいります。

「施策3 市民ニーズに応じた誰もが文化芸術活動に親しめる環境づくり」では、環境充実のた

めに SNS の活用や、文化芸術を通じた多様性の理解促進に取り組むこととしています。

最後に「第 5 章 計画の推進体制と成果目標」については、46 ページにお示ししているように、市は施策を政策的・総合的に推進するなどの環境整備に取り組み、文化振興財団は専門的な知識や人脈などを生かして、市のパートナーとして施策の推進に携わるとともに、地域で活動するアーティストや団体の支援、連携に取り組むものとしています。

進行管理・評価としては、プランの策定後は進捗管理を行う機会を設け、施策の展開について協議することとしています。

47 ページに成果目標を掲げ、二重丸がついております、美術博物館の特別展及び企画展の観覧者数、文化芸術に関する出前トーク参加人数、文化会館・美術博物館と文化施設との共催事業数はまちづくり総合計画に合わせて指標とするものです。

それぞれ令和 5 年度の実績を基に令和 11 年度の目標を定め、今後毎年進捗管理を行うこととします。

なお、このプランは 1 月 31 日までパブリックコメントを行っており、本日の教育委員の皆様からのご意見と合わせ、必要な修正等を行い、3 月末に策定の予定です。

以上でプランの概要説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

それではご質問がございましたら、お願いいたします。

岡寺委員

例えば、第 2 章に文化施設の利用者数の推移がありますが、コロナで減少してから、今はある程度戻ってきているのですが、コロナ前に比べるとはるかに少ない状態です。このことについて今後どのような予測をされているのでしょうか。

文化振興課長

現状といたしましては、コロナの影響で利用者が大きく減ってから、次第に戻ってきている過程の段階にあると思います。

ただやはりコロナ禍において、配信などのデジタルコンテンツへのシフトが進み、実物を見ないという生活スタイルがある程度定着しつつあるように感じています。

よって、我々としては、各施設において実物を見ること、実際に体験することの魅力を、これまで以上に発信することで、過去の人数に近づける、または超えていくような努力をしなければならないと考えます。

ただし、デジタルを一概に否定するものではなくて、それはそれとして活用していかなければならないと考えております。

岡寺委員

回復の途上にあると記載がありますが、まったく同じような利用者数に戻るとは限らないということですね。

文化振興課長

なるべくたくさんの方に文化芸術に親しんでいただきたい、というところが根本であり、より多くの方にとすることは常に意識しておりますが、接し方がコロナ前に比べて多様化している中で、どれだけ選択肢をお示しして実際に足を運んでいただけたところに結び付けるかと考えております。

岡寺委員

成果目標値が、コロナ前と比較すると、少し上乘せしたくらいになっています。ここから意気込みは感じるのですが、この目標数値の根拠というのはどのようなものなのでしょうか。

文化振興課長

まず、美術博物館の特別展・企画展は、年間で2回または3回開催する中で、展示の内容によって利用者の増減はございますが、なるべく多くの方に関心を持っていただけるような企画の開催に努めていきたいと思っています。

松田委員

今の2点に関して申し上げます。

最初にコロナ禍での変化と言われましたが、2ページの計画策定の趣旨のところの④が該当する箇所と思われまます。

ここに、「コロナ禍で生じた社会変化を踏まえた文化芸術振興に取り組むことが必要です。」と記載がありますが、具体的にはどのような社会変化か少し読み取りにくい印象を受けました。

そこで、先ほど岡寺委員が聞かれた時の、いわゆるデジタル分野の発達によって、直接触れる機会が少なくなっているというお話もありました。

この表現に、単なるコロナ禍で生じた社会変化という言葉ではなく、もう少し具体的な要素が入ってくると分かりやすくなるのではないかと思います。

要するに、コロナ禍と言われつつそれも遠ざかってきており、そこで生じた変化がこれからどのように影響してくるのだろうと私も思ったので、先ほど説明された直接体験や、裏側を見ること、成り立ちを知ることなど、そういった多様な体験をされているのだろうということが分かりましたので、そのような具体的な表現を盛り込めるといいかと思いました。

それと数値の話ですが、47ページの成果目標について、令和5年度の現状値をもとに令和11年度の目標値を設定しておられますが、この根拠は何だろうと調べてしまいます。

このプランに明記できるか分かりませんが、指標を決める際のルールがあれば、書いておかれると読まれる方にとって、なぜこれはこのような数値になっているのか分かりやすいのではないかと思います。

以上です。

文化振興課長

松田委員からいただいた、コロナ禍を経ての利用者数増加の取組の部分については、例えば22ページの(6)ですが、今後、文化芸術活動の参画機会や鑑賞機会の提供の幅を広げていきたいというところがございます。

合わせて(5)にも少し言葉が出ておりますが、今まで美術博物館で収蔵しているだけになってしまっている作品をデジタルアーカイブ化することで広く見ていただき、関心を高めていくことも必要だと思います。

(8)にもデジタル化への対応について記載しております。

松田委員

今のことについてよろしいでしょうか。

説明を受けながら全体を読ませていただくと、このプランは誰に向けてのプランなのか、市としてこのような形のものを作って今後の方針にするもので、市民には情報提供します、という趣旨が大きいのか、それとも市民にもご理解いただいて一緒に進めていきますということになるのか、そ

の読み取りが、最初から読んでいてとても難しかったように思います。

全体が頭に入っていて構成が分かっておられる方であれば、このように展開する、とご説明いただけますが、最初に見たときはどっちなのだろうという思いが、率直な感想でした。

それはなぜかという、まず策定の趣旨のところ、いろいろと書いてはありますが、結局この策定の趣旨は、簡単にいうと何だろうというところまで読み取れません。

今、周南市ではこれが必要だからこうなります、と、言葉として、事実としてきちんと説明してあるがゆえに分かりにくい、という印象を受けました。

その原因を考えてみたときに、確かに論理的に文化芸術はこういうものです、総合計画にもあります、時代も変化してきていますと説明があり、最後にこのような形にしますよという、一連のきちんとした説明はあるのですが、それぞれ一文がすごく長く読みにくいかなと感じました。

例えば2ページ3番目の項目では、「この結果」から「得ることができました」という一文の中が全て事例の羅列になっています。

これだけやっています、という捉え方をするのか、もしくは芸術文化は幅広いためにこれだけの記載になってしまうのか、読みながらどうなのだろうと思いました。これは感想です。

作ったものがどのように生きるのかということも踏まえて、一般の目線で見るとこう見えます、ということで意見を言わせていただけると、わたくしたちはありがたいと思います。

次の、国や県の内容と、文化観光、それから生活文化などの文化芸術の振興、デジタル振興、これも羅列で、文化観光と、少子化、働き方改革、メディア芸術等含めて、急速に展開が必要ということなのだ、そのように読み取りました。

次に3ページの計画の位置付けなのですが、この図で強調したいのが周南市文化芸術振興プランであれば、中央の周南市文化芸術振興プランが浮き出しになると良いのかなと思いました。

それと、国との整合は記載されていますが、県はここではあまり必要ないのかなという感想を持ちました。

次の4ページには、計画期間がありますが、図表の計画の期間が先に来て、説明が後ろにある方が分かりやすいのではないかと思います。

同じページの(3)、文化芸術の範囲ですが、これは文化芸術基本法の中の言葉を取り上げられているのですが、目をひいたのが生活文化です。生活文化という言葉になじみがないため、意味が大きく捉えられそうな気がします。

先ほど話題になった6ページの現状の推移ですが、本来は周南市における文化施設が8施設ありますということが明記してあるとより分かりやすいかと思いました。突然利用者数が出てくるので、現状とは何を指しているのだろうかと思いました。

次に8ページで、(5) 市民意識調査の概要が大見出しだと思いますが、それに対して項目に全て色つきの枠があるので、項目の方が目立ってしまって(5)の見出しが見えにくいと感じました。

それとグラフを見る時は、母数の規模を見て割合を見ていくような見方もあるのですが、このアンケートがどのような方を対象とされたのかが明記されていないので、逆に下の参考にある市内小・中・高校生調査との関連で、おそらく18歳以上の方が対象なのかなと想像したのですが、出所が明記されると良いかと思います。

教育大綱でもこのようなアンケートの基礎資料が付けているので、詳しく見るとよく分かるようにしておくの良いのではないかと思います。

そして、小・中・高校生調査が参考として記載されていますが、ここから何を読み取ればいいのか

か、ここに記載されている以上は何かの意図があると思うのですが、それは自分で考えてくださいということなのかなと感じました。

次の10ページに「こどもの文化芸術体験」とあるのですが、よく読んでみるとこどもの文化芸術体験に必要なことだと分かるのですが、標題からだけでは分かりづらいので、もう一言付け加えてあると読みやすいのではないかと思います。

12ページ、平和教育では、平和教育への参加について書かれていますが、周南市には回天記念館や回天訓練基地跡があるという内容について、下のグラフには掲載されていないのではないかと思います。このアンケート結果は、項目とは違う内容が記載されているのではないかと思いますように読み取れました。

次は16ページです。(7)の現状値・目標値・実績値があるのですが、表が二つに分かれているのでは、上の表からの続きなのでしょう。この表は読み取りが難しかったです。

21ページからは環境の変化について(1)から(13)まで、法が変わったり、状況が変わったりということの説明がまとめてあって、とても大事な部分だなと思いつつ読んでいたのですが、23ページの最後に、「文化財としては、」から始まる一文で20件の文化財の説明があり、ここだけ異質な感じがしました。(13)からの続きなのか、何かつなぎの言葉があると読み取りやすくなるのではないかと思います。

次に、24ページ、今後の課題がとても重要だと思います。

この文化振興プラン策定委員会の議事録を2回目まで読ませていただいたのですが、本当に実際に携わっておられる方々の今の文化芸術活動に対する思いと現状認識が、個別の言葉で具体的に語られており、文化芸術は大切だけど、関わらない人は関わらない、知らない人は知らない、しかし文化芸術は心を掴むもの、風土をつくるもの、地域をつくるものということの思いを、それぞれ語られていて、これからどうして行くかというところを協議されていました。

それを要約したのがこの今後の課題の部分なので、ここは周南市がどのように取り組んでいくかという方向性と、このようなことを重視しているということを示すところで、大変重要なページなので、自分であれば1ページ全部使って掲載するかと思います。

28ページに施策体系が示されていて、基本方針に、～たのしむ ささえる つながる～のような行動目標が書かれているのがすごく良いと感じました。

ただ、このページの施策の頭にある重点マークがオレンジ色なのに対し、次ページ以降は黄色に変わっているので、そこは統一された方が良いかと思います。

この施策の柱をもとに、29ページ以降の施策推進の方向へとつながっていくのだと思いますが、28ページの体系では「施策」としか書かれていないので、ここが「施策推進の方向」になると流れが良くなるのではないかと思います。

29ページ以降だと、取組の方向性があるって、その中で取組例が記載されていますが、これは実際に取り組んでいきたいことではないかと思います。

ここはもう、「取り組みます」と言い切ってしまうって、例示は必要ないのではないかと思います。

次に31ページ、「施策2 多様な文化芸術に触れることができる鑑賞・体験機会の提供」ですが、内容を読んでみると「提供」するだけでなく「充実」まで目標になっていますので、見出しを「提供」で終わらせるのはもったいないように感じます。

逆に33ページでは項目が「充実」であるのに対し、内容は「構築」にとどまっています。

ちょっとしたことですが、言葉がつながっていくとより伝わりやすいのではないかと思います。

同じように41ページも、項目では「計画の策定」となっていますが、内容では計画を策定して、それに従って取組を進めて文化財の保存・活用を促進するとまで書いてあります。

最後に46ページの推進体制の表ですが、市と外郭団体で市民や団体を支援しますよという部分が弱く感じます。せっかくこのようなプランを作って取り組まれようとしているので、この囲んでいる四角をもうちょっと強調して、市と外郭団体の役割を明確に出しても良いのではないかと思います。

教育長

はい、ありがとうございます。

何かコメントはありますか。

文化振興課長

はい、ありがとうございました。

昨年、1年前に文化財を文化振興と一緒にするという機構改革の説明を差し上げたところで、こうした計画については文化・文化財が一つになってそれぞれ周南市の特色あるものとして活用していくという部分と、それぞれ人材や活動団体があり、それぞれが頑張っておられるのを結びつけることで、より結びつきを強固にし、継続性を強めることができないかと考えているところです。

また、書き方についてはより伝わりやすいものを心がけてまいりたいと思います。

教育長

そのほか、ご質問はございますか。

吉本委員

はい。28ページの体系図は非常に分かりやすく良かったと思います。

気になるところとしては、成果目標のところは、人数・件数・点数となっているところが気になります。

今回のプランの策定の趣旨が、市民が自信と誇りを持って、生き生きと暮らすことができる地域社会を形成する基盤となることであれば、目標が来場者数や件数だけで良いのかというところが非常に気になります。

例えばアンケートで指標を持って、どのように市民が感じているかというところに目標を定めた方がよいのではないかなと思います。

文化振興課長

はい。このプランも進捗管理をしながら、次のスパンに向けての更新というところにつながると思います。

その際にはこの度のアンケート項目も生かしながら、継続的に見ていきたいものは今回成果目標として掲げているもの、数値化しているものについては年次的に確認しながら進めていきますので、アンケートについては、少なくとも改訂のタイミングでは検証が必要になると考えております。

教育長

はい。片山委員どうぞ。

片山委員

はい。31ページのところに、地元作家の作品を紹介する「しゅうなんアート・ナウ」実施とありますが、周南市内で文化芸術団体というのはどのくらいの数があるのでしょうか。

文化振興課長

この度の部活動地域移行の関係で、例えば中学生の受け入れが可能かを確認するにあたり、文化

協会の加盟団体だけでなく、市民センターなどで活動しておられるような団体も合わせて文化的な取組をされているところには案内をしたところですよ。その案内先が約500くらいはあったと思います。重複している団体もあるかもしれませんが、案内を差し上げたのは500程度あったと思います。

片山委員

その500の団体は現在も活動されている団体ということですか。

文化振興課長

はい。

片山委員

アーティストはどのくらいおられるのですか。

文化振興課長

私たちが把握しており、例えばしゅうなんアート・ナウに出展をお願いするのは100から120名くらいで、そのくらいの方々をお願いして実際は80名くらいが応じてくださるというのが現在の状況です。

ただし、アート・ナウに出展される方以外でも創作活動や、演奏、演劇をされている方もおられると思いますので、全部で何名くらいおられるということはお答えしづらいところです。

片山委員

はい。なぜ数を聞いたかという、やっぱり創った作品は見てもらいたいという思いがあると思いますので、是非発表する場があると良いと思います。

鹿野地域でも文化祭などで発表されているようですが、そのような機会を作っていただきたいと思います。

もう一つ、伝統芸能というか、各地域の伝統について、大きな地域の伝統のお祭りなどは継承もしやすいと思いますが、小さな地域にも昔からの伝統のお祭りなどがあるはずですよ。

日本の文化として、地域が盛り上がるには、その地域の季節ごとのお祭りなどがあって、その祭りを盛り上げようというエネルギーがその地域の力にもつながるともあると思いますので、ぜひそういった地域の伝統を守ることに目も向けていただきたいと思います。

教育長

はい。ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

岡寺委員

今回の振興プランについて、これまでのものと、ここが違うみたいなところはありますか。

文化振興課長

文化について計画を策定するのは実は今回が初めてになります。

これまでも課題などは把握しておりましたが、丁度まちづくり総合計画の策定のタイミングであったり、国の法律なども変わってきているので、ここで策定が必要だと判断し、今回のプランを作りました。

岡寺委員

はい。ありがとうございます。

これが初めての計画ということであれば、文化とは目に見えないもので、人によってそれぞれ感じ方が違うものです。

それを、周南市にとっての文化とは何かということを知ってもらったり、指標を心にとめておいてもらうためには計画があった方がよいと前から感じていました。

文化振興財団などが関われば、有名なアーティストと話ができますが、それ以外の方は紹介されることが少なく文化振興財団のリーフレットで見えるくらいです。

山口市や防府市は元々文化に力を入れてきているので、そのような働きかけも含めてこのプランに盛り込む、周南市の文化とはこういう文化ですという、文化の見える化、皆に告知するようなものを作る計画もこの中にあるといいのではないかと思います。

そのような要素は書いてあるのでしょうか。

文化振興課長

はい。44ページの文化芸術情報の発信の部分にはある程度記載しています。

岡寺委員

確かによくあるホームページでの情報発信など、それはそれで必要とは思いますが、それとは別に、周南市は文化振興をしっかりとやっているということをアピールしていかなければならないと思います。文化は大事で、人の心の豊かさとか、活力のあるまちにするための対策としてここで記載するのであれば、しっかりとアピールしますということもこの中に盛り込んであれば、良いかと思います。

28ページの体系図は最初にあってもいいくらいだと思います。この体系図を作るために、このようなことを考えてまとめてきましたという構成でも分かりやすいかなと思いました。

それと、話がそれますが文化施設の民営化というのは考えられているのでしょうか。

行政施設の場合は予算を超えることができないので、想定される利用者を超えるようなアイデアを出しても通らず、本末転倒だなと感ずることがあるので、そういったところの対策も盛り込まれていると良いなと思います。

松田委員

この文化芸術はとても幅が広くて、専門的なものから生活文化までを含むものということが明記できたというのは、こういったプランを策定できたからだと思います。

初めて策定されたということで、中身については色々と言いましたが、このプランが一つ形として出てきたということがまず成果であると思います。

文化芸術には皆さんそれぞれがいろいろな思いを持たれていると思うので、このプランのような柱ができて、取組の目安ができたことで、スポーツの分野とは違った動きを作ることができたかなと思います。

今まではこのような計画がない中で、あれも大事、これも大事、皆で一緒に取り組みましょうとしつつも、それを実現するには人員や施設の問題などもありました。

だからこそ、非常に重要なプランであり、なるべく分かりやすく伝えていただきたいというのが私の思いです。

それと、周南市は色々な財産を持っているということを改めて感じました。写真もとても多く掲載されていて、これらが周南市の宝で、どのように融合させていくといったことは一つ一つの施設や団体ではできないので、大きな動きを作っていただきたいと思います。

先日の策定委員会のご意見にもありましたが、地域に美術館と文化会館と動物園があつてプロムナードがあるようなまちは他にはないというのが、周南市の良さだと思うので、このプランと連動して動き始めると良いなと思います。

特に文化に関するものが多く集まっているところなので、そこが動きとして見えてくると活性化にもつながるし、心を癒すものとして大事であるということを確認していただきたいと思います。

品格のあるまちづくりといわれていますが、品格をつくる土台にもなりますので、このプランを作ったら、しっかり宣伝して、こういうところがあって、このようにしていきますという指標を示していただいて、また取組については5年ごとに見直していくという形になると思いますので、スタートとして盛りだくさんの内容となっていますが、大事なものであるということは認識しています。

中にいる人は、良さに気づかずに当たり前だと思ってしまうという意見が策定委員会でもありました。

そのような部分に目を向けるようなアピールをしていただきたいと思います。

教育長

そのほか、よろしいでしょうか。

では、私からも何点か申し上げます。

まず、2ページ、3ページに策定の趣旨とありますが、その記載内容から、次の計画の位置づけというところに脈絡がなくつながっているという印象を持ちました。

策定の趣旨の中に、「文化芸術基本法のこの計画に位置付けられているものとして」といった文言があれば流れが良くなるのではないかと思います。

26ページと28ページに基本理念や施策について記載がありますが、基本理念には「目指す姿」とあり、その次には「目指すべき姿」と書かれているので、読んでいて違和感を感じました。

それと、28ページの体系図で重点プロジェクトを4点掲げておられますが、ここ以外の部分には出てきていないように思います。この4点が何を指すプロジェクトなのか、記載する必要性を感じました。

また、28ページの施策のうち6点が重点となっていますが、47ページの成果目標の中の重点とのつながりがないように思います。

よって、言葉をもう一度よく整理された方がいいかと思います。

先ほど松田委員からご意見のあった16ページの成果指標の達成状況については上の項目のところに括弧書きで加えることで、一つの表に集約できるのではないかと思います。以上です。

そのほか、ご質問はございますか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは議案第1号を決定いたします。

3	周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
---	--------------------------------

教育長

続きまして日程第3、議案第2号「周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

はい。議案書2ページをお願いいたします。

議案第2号「周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」説明をいたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会規則の制定又は改廃に関することは、教育委員会の権限とされておりますことからお諮りするものです。

議案書3ページをお願いいたします。

令和6年12月定例市議会において、大田原自然の家の移転に伴い、令和7年3月31日付で中須中学校を廃校とすることについて決定したことから、中須中学校の公印を廃止するもので、別表について、所要の改正を行うものです。

本規則の施行は、令和7年4月1日からとするものです。

なお、4ページに新旧対照表をお示ししております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ではご質問がございましたらお願いいたします。

岡寺委員

公印というのは、印鑑証明とか台帳のようなものはあるのでしょうか。

教育政策課長

はい。台帳がございます。

吉本委員

最近公印が省略される傾向があると思いますが、この度は中須中学校が廃校になることに伴ってのことかと思いますが、公印を使用する際の取り決めのような、公印を押すものと押さないものには明確なルールがあるのでしょうか。

教育政策課長

はい、押印の省略については見直しをしております、押すものと押さないものは定めております。

吉本委員

公印の省略を始める前と比べると、どのくらい押印するものは減ってきているのでしょうか。代表者印の押印が不要になったものもそれなりにあるとの印象ですが。

教育長

総数はすぐには分かりませんが、例えば学校から教育委員会への報告などでは必ず校長先生の鑑文があり、以前は公印が必要でしたが現在は省略しています。

現在押印が必要なものとしては、卒業証書など大事なものだけになっていると思います。

吉本委員

この議案だけでなく、この度は公印取扱規則の一部改正ということでしたが、なぜ改正が必要なのかについて口頭ではご説明いただきましたが、そのような情報をどこかに付記していただくと理解がしやすいかと思います。

教育長

そのほかご質問はございますか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。
それでは議案第2号を決定いたします。

4	周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について
---	-------------------------------------

教育長

続きまして日程第4、議案第3号「周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

はい。議案書5ページをお願いします。

議案第3号「周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について」説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

令和7年3月31日付けで中須中学校が廃校されることに伴い、須々万中学校区域に中須小学校区域を追加し、中須中学校を削る所要の改正を行うものです。

また、熊毛中学校区域の夢ヶ丘地区住居表示実施日が令和7年2月22日に決定したことに伴い、対象となる勝間小学校の通学区域に新たな町名を加え、所要の改正を行うものです。

具体的には、「大字呼坂の全域」から夢ヶ丘1丁目から5丁目を削除し、新たな町名を加えております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ではご質問がございましたらお願いいたします。

松田委員

ここに参考資料として現在の周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則を配布していただいておりますが、別表の通学区域の書き方なのですが、岐山小学校のところで、「※東辻のうち一番丁自治会に属する地域一徳山小学校」とあります。

この米印の部分が全体的に分かりにくいと感じます。

保護者の方から校区について聞かれたときに、この別表で説明するのですが、文字だけだと説明が難しいので例えば地図に表したようなデータがあると良いのですが、路地のようなところまで詳細には作れないと思いますので、書き方の部分で工夫ができないかと思います。

教育長

では学校教育課で、ご確認をお願いいたします。

そのほかご質問はよろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。
それでは議案第3号を決定いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、そのほか、ご質問はございますでしょうか。

(※異議なしの声)

それではこれもちまして令和7年第1回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

片 山 研 治 委員 _____